

れいわ 令和 3 年 4 月 23 日

保護者・ホーム職員の皆様

大阪市教育委員会

大阪市立神津小学校

校長 尾崎士郎

## 今後の学校園における対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウィルス感染症の感染拡大が続き、今般、大阪府より政府に対し「緊急事態宣言」を行うよう要請され、政府が大阪を対象に「緊急事態宣言」を発出する見込みとなつており、みなさまに更なる感染拡大防止の取組をお願いするところです。

つきましては、本市としましても、徹底した感染症防止対策を講じるとともに、児童の健やかな学びの保障や心身への影響の観点等を踏まえ、次のとおり教育活動を行つてまいりたいと考えていますので、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、学校園以外での日常生活についても各自が感染防御対策を取り、家庭内感染を防ぐなど今後も更なる感染拡大を少しでも予防し、子どもたちの学びの活動を止めないためにも、引き続き保護者の皆様とお子様の感染予防について「新型コロナウィルス感染症の予防について（お願い）」に基づき、ご対応いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、新型コロナウィルスに係る対応については、今後変更が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

うらめん づづ  
(裏面に続く)

○緊急事態宣言の期間中における児童の学習活動について

・1、2時限目の時間は、家庭にて、ＩＣＴを活用した学習やプリント学習を行います。

**・家庭における学習終了後は、11時10分～11時30分までに登校し、4時限目開始までに健康状態の確認を行います。**

・4時限目の時間は、学校にて、家庭で学習した内容を深める指導などを行います。

**・4時限目終了後は、給食を喫食し、13時40分頃に下校します。**

・5、6時限目の時間は、家庭にて、ＩＣＴを活用した学習やプリント学習を行います。

※1年生の家庭学習については、入学間もないこともありプリント学習等を中心に行います。

※ご家庭におけるインターネットへの接続等について、ご協力をお願いいたします。なお、

家庭学習については、ご家庭の端末を活用していただいても構いません。

※ご家庭におけるインターネットの環境が整っていない場合は、学校に相談してください。

※ご家庭で児童の監護ができない場合や児童に留守番させることが困難な場合等は、学校に相談してください。

※児童いきいき放課後事業へ参加する児童は、給食後に下校せず、いきいき活動開始までは

学校で自主学習を行います。

(問い合わせ先)

大阪市立神津小学校

06-6302-7121